## 民生常任委員会

- 1 開 議 平成28年12月12日(月)
- 2 場 所 南別館2階会議室
- 3 付議事件及び順序
  - 日程第1 議案第81号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第2 議案第85号 大田原市火葬場の指定管理者の指定について
  - 日程第3 陳情第8号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」に関する陳情書について
  - 日程第4 民生常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

# 民生常任委員会名簿

委員長 髙 瀨 重 嗣 出席 副委員長 櫻 井 潤 一 郎 出席 委 員 印 出席 南 典 子 中 Щ 雅 之 出席 藤 紀 夫 出席 田 黒 澤 昭 治 出席 本 澤 節 子 出席 当 局 市民生活部長 相 子 出席 澤 康 国 保 年 金 課 長 土 屋 幸 枝 出席

事務局議事調査係長宇津野豊出席

藤

田

佳

宏

出席

生活環境課長

#### ◎開 会

#### 午前10時00分 開会

○委員長(髙瀨重嗣君) ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生常任 委員会を開会いたします。

本日の議事日程及び審査資料は、タブレット端末の資料のとおりであります。

当局の出席者は、相澤市民生活部長、国保年金課長、生活環境課長であります。

◎議案第81号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(髙瀨重嗣君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第81号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第81号について当局の説明を求めます。

相澤市民生活部長。

- ○市民生活部長(相澤康子君) それでは、日程第1について、国保年金課長の土屋から説明をいたします。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 土屋国保年金課長。
- ○国保年金課長(土屋幸枝君) では、国保年金課長の土屋でございます。よろしくお願いいたします。 それでは、私から議案第81号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして ご説明いたします。

タブレットのほうなのですが、178ページをごらんください。

平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する 法律により、平成30年度から都道府県が国民健康保険制度の財政運営の責任主体となる安定的な財政運営 や効率的な事業コストなど国保運営の中心的な役割を担うこととされ、市町村は地域住民との身近な関係 であることから、地域におけるきめ細かい治療を引き続き担うこととされました。そのため国では、平成 27年度から保険者支援制度、国県補助金の事業規模を拡大し、平成30年度以降はさらに拡充するとしてい ます。また、あわせて中間所得者層の税負担緩和を図るため、国民健康保険税の限度額引き上げを平成26年 度から3年連続で行っております。

今回の改正につきましては、これを受けまして、平成30年度の圏域化に向け、保険者支援制度に国県補助金、国民健康保険財政調整基金等を活用いたしまして、国の考えに沿って、国民健康保険税の課税限度額の引き上げを行い、それらを財源として中間所得者層の税負担の緩和を図るために税率改定をすることといたしました。

また、改正案につきましては、10月に開催いたしました、大田原市国民健康保険運営協議会において承認する旨の答申をいただいているところでございます。

改正する条例についてご説明いたします。改正の内容は、補助資料の182ページをごらんください。概要

につきましては、国民健康保険税の改定による法附則の改正及び地方税法等の改正による附則の改正、あわせて漢数字からアラビア数字へ表記を改めるものでありまして、税率改定の要旨としまして、1点目は医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の課税限度額を地方税法施行令に規定している平成26年度水準に引き上げるもの、2点目は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の所得割額の税率を改めるもの、3点目は後期高齢者支援金分、介護納付金分の均等割額を改めるものであります。

議案書及び補助資料の183ページ、新旧対照表をごらんください。初めに、税率の改定に係る本則の改正についてご説明いたします。第2条の改正は、課税限度額の改正でありまして、第2項では、医療分の課税限度額の「50万円」を「51万円」とし、1万円増、第3項では後期高齢者支援金の課税限度額の「13万円」を「16万円」とし、3万円増、第4項では介護納付金の課税限度額の「10万円」を「14万円」とし、4万円増、あわせて数字表記の統一を図るため、漢数字からアラビア数字へ表記を改めるものです。

第3条の改正は、医療分の所得割額の率の改正でありまして、「100分の7.5」を「100分の7.0」とし、0.5%減じるものです。

次ページ、184ページをごらんください。第5条の改正は、後期高齢者支援金の所得割額の率の改正でありまして、「100分の2.0」を「100分の1.5」とし、0.5%減じるものです。

第6条の改正は、後期高齢者支援金の被保険者1人当たりの均等割額の改正でありまして、「1万1,000円」を「9,000円」とし、2,000円減じるものです。

第7条の改正は、介護納付金の所得割額の率の改正でありまして、「100分の2.0」を「100分の1.5」とし、0.5%減じるものです。

第8条の改正は、介護納付金の被保険者1人当たりの均等割額の改正でありまして、「1万5,000円」を「1万2,000円」とし、3,000円減じるものです。

第20条各号列記以外の部分は、第2条の改正となる医療分、後期高齢者支援金、介護納付金と課税限度額に係る改正であります。改正になります額については、第2条でご説明したとおりでございます。あわせて数字表記の統一を図るため、漢数字からアラビア数字へ表記を改めるものでございます。また、各号柱書き中の軽減額33万円の数字表記も同様に改めるものです。

次ページ、185ページをごらんください。第22条第1号イの改正は、後期高齢者支援金の均等割額の7割軽減者の軽減額の改正でありまして、軽減額「7,700円」を「6,300円」に改めます。この改正により、7割軽減者の均等割額は「3,300円」から「2,700円」となり、600円軽減されます。

第20条第1号ウの改正は、介護納付金分の均等割額の7割軽減者の軽減額の改正でありまして、軽減額「1万500円」を「8,400円」に改めます。この改正により7割軽減者の均等割額は「4,500円」から「3,600円」となり、900円軽減されます。

第20条第2号イの改正は、後期高齢者支援金の均等割額の5割軽減者の軽減額の改正でありまして、軽減額「5,500円」を「4,500円」に改めます。この改正により5割軽減者の均等割額は「5,500円」から「4,500円」となり、1,000円軽減されます。

第20条第2号ウの改正は、介護納付金分の均等割額の5割軽減者の軽減額の改正でありまして、軽減額「7,500円」を「6,000円」に改めます。この改正により5割軽減者の均等割額は「7,500円」から「6,000円」となり、1,500円軽減されます。

続いて次ページ、186ページをごらんください。第20条第3号イの改正は、後期高齢者支援金の均等割額の5割軽減者の軽減額の改正でありまして、軽減額「2,200円」を「1,800円」に改めます。この改正により2割軽減者の均等割額は「8,800円」から「7,200円」と1,600円軽減されます。

第20条第3号ウの改正は、介護納付金分の均等割額の2割軽減者の軽減額の改正でありまして、軽減額「3,000円」を「2,400円」に改めます。この改正により2割軽減者の均等割額は「1万2,000円」から「9,600円」となり、2,400円軽減されます。

第22条第1項及び附則第3項の改正は、過料及び公的年金等の控除額の数字表記の統一を図るため、漢数字からアラビア数字へ表記を改めるものです。

続きまして、同じく186ページから188ページをごらんください。附則の改正についてご説明いたします。 附則第14項、第15項の改正は、国民健康保険税の課税の特例として第13項の次に新たに2項を加えるもの でありまして、所得税法等の一部改正により外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課 税に関する法律の一部が改正され、市民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国 民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるため、新たに規定するものであ ります。

なお、これ以降の附則につきましては、2項ずつの項ずれとなります。

改正条例の附則についてご説明いたしますので、180ページ、議案書の附則をごらんください。附則の第 1項は、施行期日を規定するものでありまして、本則の改正は平成29年4月1日から施行し、改正後の附 則第14項、第15項の改正は、平成29年1月1日から施行するとするものです。

附則第2項は、改正後の規定と従前の規定の適用区分を規定するものであります。

第3項は、新たに規定した附則第14項及び第15項の適用区分を規定するものであります。

今回の税率等の改正による効果でありますが、資料は平成28年11月、全員協議会でご説明した資料になります。こちらのほうで再度ご確認いただければと思いますが、タブレットのほうでは全員協議会平成28年11月全協をお開きいただきますと、106ページになりますが、今年度の8月1日の調定額との比較になります。税収は、課税限度額の引き上げにより2,724万円の増、税率等の引き下げによりまして1億6,890万円の減、差し引きますと1億4,160万円の減ということになりまして、1人当たりの調定額、こちらは調定額になった数で割り返した平均額となりますが、10万7,926円となり、平成29年度の所得や加入者数に変更がなかった場合になりますが、1人当たり1万1,255円ほど減税になる見込みでございます。

また、次ページの107ページは、モデルケースの表になっておりまして、家族の人数によりまして、世帯の所得が同じでも減額が変わってまいります。国保世帯は、約半数が単身世帯でございまして、単身で7割軽減世帯の方が最も軽減金額が少なくなりまして、こちらのほうは600円の減額となる予定でございます。これはもともと7割軽減措置があったのに減額の金額は少ないものとなっております。軽減のない年所得200万円の方ですと、1万8,700円ほどの減額となります。一方、限度額を超えるのは、年所得600万円を超えます、3人から4人世帯になりまして、4人世帯で600万円以上の所得がありますと、1,000円から1万円ほどの増額となってまいります。

なお、今回の改正によりまして、中間所得者層の税率の引き下げの額が大きくなると思われます。 以上でご説明を終わります。

- ○委員長(髙瀬重嗣君) 説明が終わりましたので、これより議案第81号に対する質疑を行います。 なお、質疑は簡明にお願いいたします。 本澤委員。
- ○委員(本澤節子君) 県単位の運営ということでございます。今回一定の軽減措置という改善が行われましたけれども、県単位での財政規模、そしてまた大田原市の減額による影響は先ほどご説明いただきましたけれども、これの影響、こういう点を第1点として質問いたします。

第2点といたしまして……

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 1問ずつお願いします。
- ○委員(本澤節子君) はい。では、お願いします。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 国保年金課長。
- ○国保年金課長(土屋幸枝君) 県単位の財政規模ということなのですが、今はまだ平成30年に向けての、 市町村間でのまだ会議のほうが進んでおりませんので、そこまでの試算はできておりませんで、そちらに ついてはお答えできない状況であります。国のほうからの指数は来ているのですが、それに基づいて県の ほうが計算するということになっていたのですが、そちらのほうの国のほうのソフトのほうが、ちょっと ふぐあいがございまして、まだそこまでの流れにはなっていないということでございます。

以上です。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 本澤委員。
- ○委員(本澤節子君) 今回減額することになって、また財源が足りないというようなことでの高額になっていくという不安というものはないものかどうか。一般的に市民の中では、医療費関係が高過ぎるというお話がありますので、非常に喜んではいただけると思いますけれども、その点のお考えをお尋ねします。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 国保年金課長。
- ○国保年金課長(土屋幸枝君) 10月に行いました国保運営協議会のほうでも額のほうはお示しはしているのですが、試算をしておりまして、その中で平成30年末には基金のほうを使って、およそ7,000万円ぐらいは残るのではないかという試算はしているのですが、ただこれは特別調整交付金のほうの額も見積もっていない額でもありまして、調整交付金についても、9割程度の額ということで見積もっておりますが、そこまでは財政的には苦しくはならないのではないかと思っているのですけれども、ただ国のほうでも、平成30年度以降については、圏域化という形になりまして、今度は県のほうが財源のほうは運営主体になりますので、そちらのほうで、今度は市のほうが県から示される納付金を納めればいいことになりますので、その納付金を納めるだけの額を確保できれば十分になってくるわけなので、基金のほうも、そこら辺で今回使わせていただける形にはなってきますが、さらに平成30年からは国のほうからも1,700億円が投入されるということで、財政的にも国のほうが財政投入をしてくるという形で、あと市が足りない状況になれば、やはり納付金のほうとの兼ね合いによりまして、またさらに限度額のほうの引き上げを視野には入れております。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 本澤委員。
- ○委員(本澤節子君) 第1点の質問については、大体了解いたしました。 第2点は、限度額が幅が広がっていくという形、1万円ほど増額されていくという、限度額が従来より

ŧ.

## (「1万円……」と言う人あり)

○委員(本澤節子君) ちょっと答弁で補足してもらいたいのですけれども、それが市民に与える影響とい うのをどんなふうにお考えでしょうか。

(何事か言う人あり)

- ○委員(本澤節子君) 1万円の増額という具体的な例ではありましたけれども、全体の限度額の問題で。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 国保年金課長。
- ○国保年金課長(土屋幸枝君) 今回の限度額の引き上げで、平成26年度の国のベースに改正させていただくことになるのですが、国のほうでの、今現在の限度額は医療分、介護分、後期分を合わせて89万円ほどとなっております。また、そこまでの限度額には、大田原市のほうは、まだ水準までにはいっていないという形にはなっておりますが、県内の状況を見ますと、ほとんどが85万円から89万円という形で、限度額のほうはどんどん引き上げている状況でございます。やはり税負担のほうの公平な部分という形で見ますと、やはり所得の多い方には大きく負担していただいて、所得の少ない方には、中間所得者層の方、税の負担が重い方については、軽減をするという形でなっておりますので、その辺はちょっとご理解いただけるかと思います。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 本澤委員。
- ○委員(本澤節子君) つまり、限度額の割合が上がっていくということは、市民が負担する納税額の限度 以上というのは、金額が一致しても同一になっていきますから、その下の金額については、ほかの税率と 同じように負担していただくというような形になろうかと思うのですが、その他市町で限度額が上がって いくということが、税の軽減に対応している、大田原市の場合には、そこまでいっていないということな のですが、市民負担としては、そういう高い限度額をした場合と比べると、安くなるのかどうかという形 での試算はどうでしょうか。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 本澤委員、それは総額で減ると言っているのか、それとも減額される割合がふえる、どっちのほうで言っているのですか。
- ○委員(本澤節子君) 183ページで、限度額が減っていきますよね、50万円が51万円、この一連の計算がございますけれども、ここでの限度額の市民負担の影響ということでお尋ねしております。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 国保年金課長。
- ○国保年金課長(土屋幸枝君) 限度額が上がれば、その分中間所得者層に配慮できるというか、その分を、中間所得者層の引き下げに、税にのってこられるという形でなっておりますので、限度額を超える方々に対して、ちょっと負担が重くなってしまうかとは思うのですけれども、ただその限度額というのは決まっているところで、それを上回る方も多分いらっしゃるかとは思うのですけれども、そこでは限度額という形で、そこまでに抑えられるということでありますので、その傾斜が緩くなるという形で、中間所得層への配慮を最も多くしているという形になります。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 本澤委員。
- ○委員(本澤節子君) それに対する試算というものは、特別今の段階では求められていませんか。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 国保年金課長。

- ○国保年金課長(土屋幸枝君) 先ほど全協のほうの資料という形で、107ページのほうでごらんいただいている軽減率のほうで、モデルケースのほうで見ていただいているかと思うのですけれども、こちらのほうで減額になる額はお示ししているという形なのですが、ただ限度額のほうを引き上げたことに対して、世帯でいきますと、6月の本算定の時点なのですけれども、限度額が出たことで、限度額の世帯が596世帯から426世帯に減るという形で、その部分で大体1.5%ほど超過世帯が減るという形にはなるのですが、これも社会保険と比較してみますと、健康保険法の中では標準月額になるのですけれども、社会保険のほうは。それを最高限度額のほうを1.0から1.5%の間にするということで、法定されていますので、こちらについては、やはり限度額は順次上がっていくという形には、避けられない状況にはなっております。
- ○委員(本澤節子君) 了解。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) ほかに質疑はございませんか。 中川委員。
- ○委員(中川雅之君) 私からは、国保の減額ということで、その中で先ほどの600万円を超えて3から4の世帯というお話がございました。それに当たる大田原の世帯というのは大体どのぐらいあるのか。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 国保年金課長。
- ○国保年金課長(土屋幸枝君) 先ほどご説明したとおりなのですが、426世帯が減額になるだろうということで、試算の段階ですので、所得のほうが平成28年度のスケジュールと同じと仮定したときなのですけれども、このような形になります。そして、5.27%から3.77%という形で、限度額の世帯割合が5.27%から3.77%に引き下がるという形で、今回でいきますと、95%の世帯については軽減になるという形になっております。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 中川委員。
- ○委員(中川雅之君) 今回その中で、法の改正の中で、平成27年度から国県の補助金の拡充というお話がされました。その中で今回下がったことによっての大田原市の税負担というか、負担額が平成30年度末までの間にどのぐらいの負担額がふえていくのかという、その辺の試算はしてあるのか。最終的には平成30年度末には7,000万円ほど残るかなというような形だったのですけれども。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 国保年金課長。
- ○国保年金課長(土屋幸枝君) 国保の運営協議会のほうで、試算ではございますが、平成29年度末で財政 調整基金のほうの保有額が4億8,700万円ほど、今現在9億8,000万円ほどあるのですが、それが4億8,700万円、平成30年度の年度末においては7,000万円弱ぐらい残るかなという試算でやっております。ただ、これも試算でありますので、国のほうからの特別調整交付金を見込んでいない部分でありますので、 若干これよりは多く残るのではないかという予測はつけております。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 中川委員。
- ○委員(中川雅之君) そうしますと、例えば国保の場合は単年度という形の考え方でいくと、国や県のほうで、そういう形で補助が拡充されるに当たっては、そういう単年度、単年度の収支の中で、来年度は大田原市のほうは少し補助金を上げようかとか、そういう考えにはならないのですか。その収支、収支でやっていった場合には、そういう形での、では平成28年度は下げたら、これだけ大田原市は財政負担があったと。では、平成29年度は、国、県のほうは、ある程度負担額に対しての、その補助金の額というのは、

やはり変わっていくような、そういうふうなシステム上にはならないものか、その辺をお伺いいたします。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 国保年金課長。
- ○国保年金課長(土屋幸枝君) 国、県の補助金につきましては、やはり支払った分について、その部分についての補助になりますので、国のほうで拡充しているといっている、保険者支援制度というものが、保険料の軽減の対象となる低所得者層に応じて平均保険料の一定割合を保険者に対して財政支援しますよという形なのですが、それとあと財政基盤の安定制度というものが、やはり軽減の7割、5割、2割の対象となった被保険者の保険料のうちの軽減相当額を公費でいただけるという形になりますので、そこら辺で、その時々の保険税の賦課の額によっても変わってまいるような形になります。
- ○委員(中川雅之君) 変わってくるということですよね。
- ○国保年金課長(土屋幸枝君) はい。変わってきます。
- ○委員長(髙瀬重嗣君) ほかに質疑はございませんか。 藤田委員。
- ○委員(藤田紀夫君) 今回の軽減額の財源ですけれども、今のところ、財調が9億円、平成30年度には7,000万円になる、その財調を使うのと、今回限度額それぞれあわせてこの財源を使って軽減分というのですか、の軽減策をなされるのか。例えば後期分であれば以下5割、7割とためていく財源で使うのか。そのように理解していいのか。財調と引き上げ分の財源と基金で支えていくのか。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 国保年金課長。
- ○国保年金課長(土屋幸枝君) 委員のおっしゃるとおりでございまして、今回引き上げによって得た財源と、あと国保の基金として残っている財源を使いまして、引き下げという形にはなっております。それと、やはり国のほうからの財源支援関係が拡充されている部分について、前年度になりますけれども、保険者支援金制度については8,900万円ほど多くいただけるような形になっておりますので、そこら辺でも国のほうからは財政支援のほうは多くなっている状況にあります。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 藤田委員。
- ○委員(藤田紀夫君)ということは、現在ある国保の財調は、なければ出てこないということですか。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 国保年金課長。
- ○国保年金課長(土屋幸枝君) 平成28年度の決算が終わっていないので、よくは精査できないのですけれ ども、やはりその辺の繰越額が幾らになるのかというのもありますけれども、基金を使わなければ、その 財源的なものは生み出せないのかなとは思っております。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

- ○委員長(髙瀬重嗣君) ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。 次に、意見を行います。皆さんから発言はございますか。 本澤委員。
- ○委員(本澤節子君) 一時的な軽減措置というご努力、大変ありがたいというふうに思っています。しかしながら、県の運営ということではありますが、我が市独自の体制改善といいますか、その辺の問題では、もっと研究する必要があるのではないかというふうに思うのです。

例えば私、大学病院のほうに西那須野のほうに行っていますけれども、1カ月1万円を超える医療費の中で、えっと思うのは、毎日の医療管理費、健康管理費といいますか、それが1,000点を超えているのですよね。ですから、地域の医者で十分間に合う、そういう地域の医療レベルを上げていただいて、とりあえず市民は、そこで健診を受けたり、治療を受けたりしながら、大変な場合には大きい病院、中級ですけれども、この場合には。中級の病院に移るというようなやり方をしませんと、中級病院の医療費の構成額というものも十分検討されまして、現実には市民の医療費軽減につながるというような研究は、私は大田原市そのものがやらなければいけない問題なのではないかというふうに考えております。そういった意味での意見を述べておきたいと思います。

○委員長(髙瀨重嗣君) ほかに意見はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) ないようであれば、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第81号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) ご異議ないものと認め、議案第81号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正 する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

国保年金課長、どうもありがとうございました。ご退席ください。

(執行部退席)

- ◎議案第85号 大田原市火葬場の指定管理者の指定について
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 日程第2、議案第85号 大田原市火葬場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第85号について当局の説明を求めます。

相澤市民生活部長。

- ○市民生活部長(相澤康子君) それでは、日程第2、議案第85号 大田原市火葬場の指定管理者の指定について、生活環境課長の藤田より説明をいたします。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 生活環境課長。
- ○生活環境課長(藤田佳宏君) それでは、私のほうから議案第85号 大田原市火葬場の指定管理者の指定 についてご説明を申し上げます。

資料は213ページになります。

大田原市火葬場の管理運営につきましては、平成25年4月から指定管理者による管理運営を行ってまいりましたが、現指定管理者の指定期間が平成29年3月31日をもって満了することから、同年4月1日以降の指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、213ページでご説明いたします。1、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地につきまして

は、大田原市火葬場。大田原市若草1丁目1475番地4でございます。

2、指定管理者となる団体の名称及び代表者並びに所在地につきましては、株式会社五輪・株式会社宮本工業所共同事業体、代表者、株式会社五輪代表取締役、宮本幸司朗。富山県富山市奥田新町12番3号でございます。

なお、当該団体は、株式会社五輪と株式会社宮本工業所の2社により共同事業体が結成されており、現 指定管理者でございますが、今後に当たり、複数の法人等で構成される団体は、共同事業体という名称を 使うとしたことから、現在五輪・宮本工業所グループという名称を使ってございますが、同一の団体でご ざいます。

それでは、ここで候補者となる団体の構成する2社の応募時の概要について、記載ございませんが、申 し上げさせていただきたいと思います。

株式会社五輪は、所在は富山県富山市奥田新町12番3号、設立年月日が昭和55年7月17日、代表者名は代表取締役、宮本幸司朗、資本金が2,000万円の会社でございます。従業員は公募当時で常勤が362名、非常勤が66名、合計428名、それから主な業務といたしましては、斎場の運営並びに保守管理を行ってございます。

それから、株式会社宮本工業所につきましては、所在地が富山県富山市奥田新町12番3号、設立年月日は昭和2年10月15日、代表者名は代表取締役、宮本芳樹、資本金は5,000万円の会社でございます。従業員につきましては、常勤が253名、非常勤が35名、合計288名。それから、主な業務といたしましては、これは焼却炉というふうな登記上の名称でございますが、ここでいうところでは、火葬炉の設計並びに工事請負、それから火葬炉並びにその附帯施設整備の運営、維持管理を主な業務としている会社でございます。

それから、3番、指定の期間につきましては、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間で ございます。

次に、選定の経過について申し上げます。申請書等の補助資料は210、215ページから284ページになりますが、指定管理者の候補の選定に当たりましては、大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第20条の規定に基づき、本年8月23日に公募を開始し、3団体からの応募を受けております。

10月11日に開催されました、大田原市公の施設に係る指定管理者の指定委員会におきまして、資料の審査及びヒアリングを行い、選定基準表により採点が行われた結果、補助資料275ページになりますが、株式会社五輪・株式会社宮本工業所共同事業体を指定管理者の候補者として決定したところでございます。

なお、仮契約等では、10月27日付で締結をしてございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 説明が終わりましたので、これより議案第85号に対する質疑を行います。 本澤委員。
- ○委員(本澤節子君) なぜこの会社なのでしょうか。さまざまな検討をなされたと思うのですけれども、 基本的に大田原市の木材業者、大工さんその他建設関係の業者の技術水準がどんどん下がっていくと。仕 事が足りないという部分がございますけれども、他県にお願いしなければならないメリットとデメリット、 これはどんなふうにお考えなのでしょうか。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 生活環境課長。

○生活環境課長(藤田佳宏君) ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまのご質問の中で、先ほどご説明もしたところなのですが、これは公募という形で募集してございます。火葬場の管理運営ということで、特殊な業務でもございますので、他県から3件の応募があったということでございまして、市内及び県内には、そういった管理を主に行う業者が、ちょっとあるかどうかというところもわかりませんが、今回応募があったのは県外からの3社であったということでございます。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 印南委員。
- ○委員(印南典子君) 今県外の3団体から応募があったということですけれども、ここの指定管理を受けた会社自体とほかの2団体というのは具体的にはどういった会社でしょうか。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 生活環境課長。
- ○生活環境課長(藤田佳宏君) ほかの2団体でございますが、1社は県外でも三重県からの業者でございます。それから、もう一社のほうが東京の業者、あわせて今回の五輪・宮本とあわせて3社ということになります。その会社名はいずれにいたしましても、概要といたしましては、所在地が三重県の業者につきましては、やはり火葬業務、斎場の運営並びに保守管理等を執行する業者。それから、もう一社、東京の業者もやはり火葬業務、斎場の運営等を主な業務としている業者さんでございました。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 印南委員。
- ○委員(印南典子君) その3社の中で、こちらの会社が決定されたという算定方法とかももちろんあるのですけれども、一番のポイントというか、それはどこだったのでしょうか。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 生活環境課長。
- ○生活環境課長(藤田佳宏君) ただいまのご質問なのですが、先ほど委員のほうからもご指摘あったとおり、それぞれの選定に当たりましては、委員会のほうで点数づけというところで行われておりますので、どこが最もすぐれていたかというところは、ちょっと申し上げにくいところではございますが、ただこの中で、我々が見る中では、火葬場というのが特殊な施設というところもございまして、周辺の場にふさわしい対応、それから施設の特徴から、いかなる場合も予定したとおり火葬が行われることが重要であるというような施設でございます。また、災害を含めて、常に県内外から職員の派遣ができる、バックアップ体制がとられているとか、また宮本工業所のほうにつきましては、火葬炉の専門業者であるというところもありまして、施設には熟知しておりまして、トラブル等にも迅速に対応できるという点があったのかなというところは感じております。それらがありまして、安定的な運営が期待できるというようなところだと思われます。
- ○委員(印南典子君) ありていに言うと総合評価が高かったということでよろしいですか。
- ○生活環境課長(藤田佳宏君) そうです。総合的に判断して点数づけされた中で…… (何事か言う人あり)
- ○生活環境課長(藤田佳宏君) 失礼しました。申しわけございません。
- ○委員(印南典子君) 申しわけございません。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 生活環境課長。
- ○生活環境課長(藤田佳宏君) というところで、総合的な点数が高かったということになります。失礼し

ました。

- ○委員長(髙瀬重嗣君) ほかに質疑はありませんか。 中川委員。
- ○委員(中川雅之君) 今回この五輪・宮本工業所ということで、全国でもほとんど宮本工業所さんがやっているのではないかなと思うぐらいに、やはり火葬場の運営というような形なのですけれども、その中で多分本会議の中でも出たのですけれども、大田原市のほうは相当老朽化が進んでいる中で、やはり炉に関しても非常に毎年のように修繕、修繕しながら、ごまかし、ごまかし運営している部分もあったりとかもするのですけれども、そういう中で、実際的に今回もし5年間のうちに、例えば炉が何かの形で壊れてしまったという場合には、そういう場合にも宮本工業所さんがある程度、その中で中心的にやっていく、先ほど説明の中でも炉に関しては、相当宮本工業所さんは優秀な仕事をしているということなのですが、その辺の考えというのはどうなのかなと思うのですけれども。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 生活環境課長。
- ○生活環境課長(藤田佳宏君) ただいま委員のほうからお話があったとおりでございまして、炉に関しましては、ほとんど宮本工業所の関係の製品が多いというところでございまして、大田原火葬場につきましても、宮本工業所さんが手がけた施設ということでもございますので、その辺は大きなトラブルは、毎年保守管理、それから必要な整備等は行っておりますので、時期が来て、時期に合わせて、壊れてなくても修繕という形でメンテナンスを行って大切に使っている施設でございますので、大きなトラブルはないかと思われますが、ちょっとしたトラブルにつきましては、対応が可能な業者さんだというふうに考えております。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(相澤康子君) それと、本会議のときにちょっと言葉が足りなかった面もあるのですが、 老朽度調査、耐久度調査で当面は大丈夫だという結果が出ていると申し上げたのですが、永久にしないというわけではなく、この指定管理期間中は壊して建てかえるということはないという意味でございます。 今の全部宮本工業所になってしまうのかというご指摘なのですが、炉に関しては、確かにそういう傾向がなきにしもあらずですが、そのほかの屋根の雨漏りとか、床が剥がれたとか、そういうもろもろの改修、小さいものについては地元業者が請け負っている実績がございます。

以上です。

- ○委員長(髙瀬重嗣君) ほかに質疑はありませんか。 中川委員。
- ○委員(中川雅之君) あと、指定管理の中で、全国の宮本工業所さんの事例を見ますと、指定管理と、あとは保守点検と修繕という形で、例えば指定管理だけだったりとか、そういう保守点検がなかったり、修繕がなかったりしているのですが、そういう中での指定管理料を任せる中で、大田原市としては、例えば先ほど言ったように修繕は地元の業者さんにしましょうだとか、そういうふうな試算的なもので指定管理を決める場合というのは、やはりそういうふうなものを含めての、試算的なものでの指定管理を決めるという、そういうふうな考えはどうなのかなと思っているのですけれども、ちょっと難しいですか。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 生活環境課長。

- ○生活環境課長(藤田佳宏君) ただいまのご質問なのですが、火葬場指定管理につきましては、全国的にも宮本工業所さん、この五輪・宮本工業所グループの2社で全国でも49施設の指定管理を行っているという実績を持っております。そのほかに全国の201施設の火葬業務の、これは業務ですね、受託をしているというような業者でございますが、大田原市といたしましても、指定管理の中では運営管理、それから炉の日常的な点検等は含まれておりますが、修繕につきましては、この火葬指定管理の中では含まれておりませんで、日常的な運営管理に伴う修繕につきましては、指定管理者のということで、リスク分担の中で50万円という金額、50万円未満につきましては、指定管理者のほうで行うというようには含まれておりますが、それ以外の、先ほど部長のほうからも話があったとおり、今後経年劣化とか、そういったものによる修繕等につきましては、別な形での発注ということで、これは市のほうが計画を立てて計画的にやっていくと。それから、応急なものにつきましても、市のほうが50万円を超えたものにつきましては修繕していくというようなことになりますので、それにつきましては、市内の業者さん等で建築であれば建築業者さん、それから外構であれば、それに伴う会社さんということで、通常の工事請負等のように発注していくということになります。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 印南委員。
- ○委員(印南典子君) 今の修繕のことに関してなのですけれども、大規模修繕計画であるとか、それから 建てかえを見据えた建てかえ計画であるというのは、今現時点では具体的な計画というのはあるのですか。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 生活環境課長。
- ○生活環境課長(藤田佳宏君) 現在のところ、建てかえ、それから修繕でやっていくのかというところでは、まだ検討はしてございません。ただ、応急的というか、今の施設を使うのであれば、計画的な修繕は必要だというようなことは老朽度の調査の中で触れてございます。そちらにつきましては、耐震とか、そういったものの心配はないが、やはり経年劣化によります屋根とか、外壁とか、躯体とか、そういったものにひび割れが見られるとか、そういった調査は出ておりまして、それらの修繕は必要というところでございまして、それらを建てかえで、例えば10年間使うのであれば、どういった修繕が必要とか、建てかえをしないで、これから20年使うのであれば、20年使うための計画を立てていくとか、そういったことが必要になってまいりますが、今のところ、そういった計画までは、まだできていない状況でございます。
- ○委員長(髙瀬重嗣君) 私のほうからお伺いしてよろしいでしょうか。初めて指定管理いたしたのですけれども、生活環境課のほうに火葬場がかわったということで、よくなったとか、変わったというような市民からの意見はありましたでしょうか。

生活環境課長。

- ○生活環境課長(藤田佳宏君) 前の平成25年から指定管理者制度というものをやっておりますが、よかったという意見よりは、今まであった苦情とか、そういったものが少なくなってきているというふうな状況でございますので、利用者にとってはサービスが向上しているのではないかというふうに考えてございます。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんから発言はございますか。 本澤委員。

○委員(本澤節子君) 敷地面積がどの程度であるとか、そういう総合的なことはわかりませんけれども、こういう大変大切な施設については、いつごろ修繕したほうがいい、改築したほうがいいという計画を持って市民の中での討論というものを十分なさりながら、こういう見送りの場が欲しいというようなご意見をしっかり集めた上で建設するべきだというふうに思うのです。やはり地元業者の方々の仕事が足りなくなってきているということを考えれば、やはり計画的に十分市民との論議、討論、こういったものを経て物事をなし遂げていくということの姿勢というものが、どうしても大切ではないかと思うわけであります。それが第1点です。

第2点としては、どうしてもダイオキシンが出ますから、ご存じあるかないか知りませんけれども、ダイオキシンが出るのです。周辺は住居の方々が多いわけですから、本当に神経を使った、しっかりした建物をつくっていただきたいというふうに思います。まして外部の業者ですから、形だけつくればいいというようなことにならないように、その専門の方々がしっかりと監督をお願いしたいと思います。 以上です。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) ほかに意見はありませんか。 中川委員。
- ○委員(中川雅之君) 今回長期の基本計画という形で、大田原市のほうもことしからということなのですが、ぜひともそういう中で、やはり最終的に、こういう終えんを迎えるに当たっての、やはりきちんとした施設をつくらなければならないのかなと思っていますので、そういう部分では、できれば長期計画の中で新築というのを含めて、やはりきちんとした形で考えていただければありがたいかなと、そのように思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) ほかに意見はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) ないようですので、意見は以上で終了いたします。 それでは、採決いたします。

議案第85号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) 異議がございますので、採決は起立の方法で行います。 議案第85号につきまして原案を可とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立多数)

○委員長(髙瀨重嗣君) 起立多数であります。

よって、議案第85号 大田原市火葬場の指定管理者の指定についての原案は可とすることに決定いたしました。

市民生活部長、生活環境課長、どうもありがとうございました。ご退席ください。

(執行部退席)

○委員長(髙瀨重嗣君) 暫時休憩します。

### 午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 委員会を再開いたします。
  - ◎陳情第4号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」に関する陳情書
- ○委員長(高瀬重嗣君) 次に、日程第3、陳情第8号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」に関する陳情書についてを議題といたします。

陳情第8号の説明を事務局に求めます。

係長。

○事務局(宇津野 豊君) 皆さん、タブレットのほうは大丈夫でしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○事務局(宇津野 豊君) それでは、私から説明させていただきます。

「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」に関する陳情書についてです。提出者は、栃木県宇都宮市戸 祭台29—17、栃木県保険医協会会長、長尾月夫氏から平成28年12月17日に提出をされました。

陳情書の趣旨でございますが、現在厚生労働省の社会保障制度審議会医療保険部会で「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しについて検討を行っている。その中で70歳以上の自己負担の月額上限の引き上げ、後期高齢者の医療費窓口負担を原則1割から2割に引き上げるなど、また患者負担増が提案されている。

それによりまして、それにより患者の窓口負担の原則2割への引き上げは受診抑制につながる。年金収入が減っている中で、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な治療が受けられない事態が深刻化している。

2つ目としまして、患者負担増で受診抑制が起きないように現行の高額療養費制度、後期高齢者の窓口 負担の継続を求めるというような内容でございます。

以上です。

- ○委員長(髙瀬重嗣君) 説明が終わりましたので、これより陳情第8号に対する意見を行います。 中川委員。
- ○委員(中川雅之君) 今回の陳情書なのですけれども、県内の提出状況というのはどういう形になっているのか。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 事務局、お願いします。
- ○事務局(宇津野 豊君) この提出団体に確認しましたところ、県内の全市に提出したいというようなことでございました。しかしながら、各自治体の各議会の陳情提出期限が異なることから、今回の12月議会に間に合わなかったところも幾つかございます。間に合った12月の議会で既に審議がされているところが小山市のみになっています。小山市は12月8日に民生常任委員会で採択をされています。それから、もう一つ、矢板市が、やはり12月8日でしたが、これは継続審査になっています。継続の理由としては、国の

見直し案が、まだ大筋でしか進んでいないので、詳細が固まらない中での継続というような判断でござい ました。それ以外のところは12月のこれから並びに3月に、さらに提出者が陳情を提出してということで、 3月には全議会のほうでまとまるのかなという状況でございます。 以上です。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 中川委員。
- ○委員(中川雅之君) 今回の高額療養費と後期高齢者の窓口負担ということで、国のほうでも、まだ結論 が出ていない中での結果的なものは、実際的に高額療養費は今年度いっぱいいっぱいという形で、また後 期高齢者の窓口負担というのは、あと2年後ぐらいをめどにという形で、国のほうもまだきちんとした形 で定まっていない中で、実際的には2割負担というのは、その国の中でも大きな問題になっている部分も あったりとかもするので、その辺でもある程度国の動向なんかも、やはり見ながらやっていかなくてはな らない部分というのがあるのではないかななんて思ってはいるのですけれども、その辺で、もう一つは、 やはり栃木県の保険医協会というのをちょっと調べさせていただきました。

その中で県内のお医者さんと歯科医師さんのグループだということだけなのですけれども、余り内容的 に書いてないのですよね。その辺で提出者自体が、ちょっと私のほうでは不明な部分もあるのですが、も う少しこの提出者を含めて調査する必要があるのではないかななんて思っているのですが、その辺ではい かがでしょうか。

- ○委員長(髙瀬重嗣君) ほかの皆さんの意見をお伺いしたいのですが。 本澤委員。
- ○委員(本澤節子君) 陳情の内容というのは、まことに今置かれている高齢者の医療環境からすると、当 を得た陳情だというふうに思います。したがって、今回の12月市議会の中で、当然認めてよいというふう に思います。

ただ、さまざまな保険医協会の内容とかというようなお話もありますけれども、これは保険医協会とい う形で出されましたけれども、一般の被保険者の声であるというふうに私理解しておりますので、当議会 での採択を心から希望いたしたいと思います。

○委員長(髙瀨重嗣君) ほかい発言はございませんか。意見を、皆さんから発言をいただきたいのですが

(「意見ですか」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) もちろん、これは意見です。 印南委員、どうでしょうか。指して申しわけありませんが。

(「全部聞きますか」と言う人あり)

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 全員聞きます。
- ○委員(印南典子君) この回答した医療機関の73%が、後期高齢者の患者窓口負担の原則2割引き上げは 「受診抑制につながる」という回答をされている。ここは裏の側面を見ると、病院も回収ができなくなる ということですね。お金がかかるのですけれども、こういう治療を受けますかと言われて、お金がないの で受けませんという人はほぼいないと思います。そのときは、はい、お願いしますというふうに答えると 思うのです。ところが、支払いのときになると、それが払えないということになると、今度は医療機関の

経営ということの安定性の危険性もあるのではないかと。そこで、73%という高い率で、現行のままというような医療機関が多いというところもあるので、患者さんの側面と、それから医療機関の経営ということ、両方を考えていかなくてはいけない問題なのではないかなというのが私の感想です。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 藤田委員。
- ○委員(藤田紀夫君) この陳情の内容からいいますと、今、印南委員から言われたように高齢者を何とか 救ってあげたいという思いと、もう一つ、お医者さんで、医療としての成り立ちを考えている、2面があ るかと思うのですけれども、本来であれば高額医療、国の制度、それから後期高齢者の、県がやっていま すけれども、やはり国の制度の中で、本来であれば、国が税と一体改革の中で、財源を補填して制度が運 営されるのならいいのですけれども、財源がなくて、どうやら上げていく、引き上げていくという中には、 高齢者はつらいのかなと思っております。

なお、この心情はわかるので、私は医療費は安いほうがいいのですけれども、それによって、また国の 借金がふえてくるというのはつらいのかなと。

また、先ほど中川委員が言われた、この保険医協会、ちょっと調べるのもいいかなと思っております。

○委員長(髙瀨重嗣君) 事務局、公開するのを忘れたのですが、この陳情の背景というのは、実際この陳 情者が出しているのに裏づけるような何か報道とかあるのでしょうか。

事務局。

○事務局(宇津野 豊君) この陳情書の文面の裏づけというようなお話なのですけれども、実は12月1日の下野新聞で大きな見出しとして高齢者の医療費負担増、70歳以上限度額アップ、厚生労働省提示というような記事が大きく載ってございます。それで、その中には、この厚生労働省のホームページも調べさせていただいたのですが、今回の改正の見直しの目的というのは、先ほど藤田委員がおっしゃいましたように持続可能な医療保険制度を構築していく目的、それから負担能力に応じた負担、給付の適正化ということで、改正の方針としましては、年齢にかかわらず所得水準による自己負担上限額を設定というようなことなのです。

この陳情書の中では、中ほどになりますけれども、審議ではというところの、その次の行になりますが、 後期高齢者の医療費窓口負担を原則1割負担から2割に引き上げるというふうに書いてありますが、75歳 以上の後期高齢者の負担を1割から2割にというような明言は、まだ厚生労働省のほうではされていませ んというようなことで……

#### (何事か言う人あり)

- ○事務局(宇津野 豊君) はい。その厚生労働省のほうの見直しにつきましても、目的としては、今申し上げました、年齢にかかわらず所得水準による設定、それから高齢者の高額療養費について外来特例を廃止、この目的として、かかりつけ医を普及させたいというふうな構想がある旨の記事がございます。 以上です。
- ○委員長(髙瀬重嗣君) 外来特例の廃止というのはどういうことですか。 事務局。
- ○事務局(宇津野 豊君) かかりつけ医のことなのですけれども、常にかかりつけているお医者さんの場合には、その上限の中で通常よりも安くできるのですけれども、特例軽減というものがきくのですけれど

も、かかりつけ以外のところに紹介なしで行くと、その特例軽減ということがきかず、これからは自己負担の上限を設定しようというようなものだそうです。ですから、一人ひとりの患者さんにかかりつけ医というものを植えつけていこうというようなことです。

- ○委員長(髙瀬重嗣君) 意見として何か疑問点があったら、そう言っていただいて構いません。続けます。 櫻井委員はどうですか。
- ○委員(櫻井潤一郎君) 私としましては、まだ国のはっきりした措置が出ていないという状況の中で、こちらでは具体的な引き上げの内容について上がるところでの抑えてほしいという陳情だと思うのですが、そんな中で方向性としては、私としましても高齢者の方々に負担を引き上げてしまうということに対しては反対という方向ではいるのですが、この陳情に対してどうかというと、まだそういうところがありますので、そういう意味では継続審査という形がいいかなという気がいたします。

○委員長(髙瀨重嗣君) 黒澤委員。

以上です。

- ○委員(黒澤昭治君) 高額療養費についてなのですが、70歳以上の自己負担の月額上限を1割から2割に引き上げるということにつきましては、今までもそれなりの負担はしているわけですから、ここへ来て急に1割を2割に引き上げるというのは、そこは難しいのではないかと思うし、私は全体的に反対なので、この陳情書にすぐにでも賛成するつもりです。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 私は、この字面だけ見ると、賛成はしたいところなのですけれども、1割から2割負担に引き上げるというのですけれども、実際には2割負担すべきところを1割に下げている、特例ですね、特例を特に現役世代並みに要するに収入がある高齢者には引き上げる、要するに特例を廃止するということなので、ではこの特例を続けた場合、その特例分はどこで負担していくのかとなっていくと、少なくなりつつある現役世代ということです。そうした場合に、その曖昧なまだ状態であるところで出てくる陳情書というのを引き受けるべきかどうかというときには、私は引き受けるべきではないと思ってはおります。髙瀨委員の意見です。

ほかに発言はありませんか。

藤田委員。

- ○委員(藤田紀夫君) 意見の中で継続という声がありましたけれども、これは国で今、後期高齢者の高額 医療を国で審議している段階で、いつ結論が出るかわからない。ずっと継続というわけにはいかないので、 継続するのであれば、1回、そしてその間に、この申請者である団体を調べるという方法もありなのかな と思っております。
- ○委員長(髙瀬重嗣君) 事務局、国の動向というのはどうなのでしょうか、見通しというのは。 事務局。
- ○事務局(宇津野 豊君) 正式には、まだ出てございません。詳細、特に低所得の高齢者の方の詳細区分というのが、特例を続けるのかどうか、据え置くのかどうかというところを、これから審議をされていく内容でして、高額療養費、それからこれは前期高齢者ですね、それと後期高齢者、二手に大きな2本柱として分けていくので、この2つの議題が総体的にまとまるというのは、まだまだ先になるようです。

ですから、先ほど継続審査ということで、矢板市議会が結論を12月8日に出しましたが、これは国の動

向を見ながらというようなことなのですが、矢板市の議会事務局のほうでは、結果的に常任委員会の期間 中、ずっと継続していかなくてはならないのだろうか、要は3月議会で、またこの審査をしたとしても、12月 と国の動向が全く変わっていない限り、その理論でいきますと、ずっと継続になってしまうというような 危険性ははらんでいます。

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 藤田委員。
- ○委員(藤田紀夫君) 今の事務局の説明の内容から見ると、やはり先ほど中川委員が言った、申請者をも う少し調べてから結論を出してもいいのかなと。継続するのであれば、1回限りかなと思っております。 ずっと国の審議が続いている間、継続というのは無理ですので、だから1回なのかなと思っております。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 今の藤田委員の意見は、国の動向を見てということではなくて、陳情者の意見とか、周辺を調査して、3月の委員会のときに、もう一回、そこで決めればいいのではないか。国の動向はあるかもしれませんが、そこで見るべきだということですね。

中川委員。

- ○委員(中川雅之君) 私も藤田委員さんの意見に賛成で、特に私も最初に言ったように国の動向というと、 高額療養費、後期高齢者の窓口負担は2018年度までをめどにというと、動向どうのこうの話ではなくなっ てきてしまう部分もあったりとかするので、それを委員会の中で、国の動向を頭に持ってきてしまうと、 どうしてもその中で結論が出ない場合もあるので、結論的に言えば、今回の継続というのでは、やはり藤 田委員の言うような形で持っていきながら、最低でも次ぐらいには、ある程度結論を出せるような、そう いう形で今回は行ったほうがいいのかなと思っていた部分はあるのですが。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 本澤委員。
- ○委員(本澤節子君) リアルに考えますと、既に1,000万円の貯金がある高齢者についての部屋代、それから食事代というもの、うちの母なんかの場合ですと、7万円弱であったものが16万円に上がっております。 それは母の年金の範囲で払えるから、私ども認めているわけでありますけれども、基本的に自分も高齢者になっていく中では、やはり医療費制度の正確な整理というのでしょうか、その辺の問題で、国民の負担をできるだけ減らしていくということが大切だと思いますので、この陳情というのは、まことにリアルな現状、高齢者が医療費を払えば食費が減るというような状況というのはありますので、1回だけ、これを継続審議にするという扱いは認められますけれども、内容は非常に厳しいのだということは、この常任委員会の中では十分やはり検討していかなければいけない問題だというふうに考えています。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 印南委員。
- ○委員(印南典子君) 今ちょっと見ているのですけれども、経済財政諮問会議で2018年度末には決定をするようなので、それを受けて国のほうが決めていく、そこまでは見てもいいのかなというふうには……

(「2018年は平成30年になってしまう」と言う人あり)

- ○委員長(髙瀨重嗣君) 国の動向を見るとなると、そこまで見なくてはいけなくなるね。
- ○委員(印南典子君) そうですよね。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 先ほど申し上げたとおり、国の動向を見てではなくて、もちろん3月の議会が開かれるまでに国がはっきりと何か出してくれば、それは判断できますが、今回の場合は、ただ陳情者がどういう状況かというと、身辺調査するか、何かしないといけないので、陳情者が保険医協会ということで、

先ほど中川委員がおっしゃったように医師や歯科医師の代表ということだったと思うのですけれども、医師や歯科医師を本当に代表している団体かどうかというのも含めて、それから具体的な内容ですね、何回か我々のほうでも、この陳情の内容について話し合いをする機会を持って、3月の委員会では採択か不採択の結果を出すということでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) それでは、採決いたします。

陳情第8号は継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

- ○委員長(高瀬重嗣君) ご異議ないものと認め、陳情第8号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」 に関する陳情書については、継続審査とすることに決定いたしました。 事務局。
- ○事務局(宇津野 豊君) 1点ほど。保険医協会の詳細まではわからないのですが、委員長から質問を受けまして、那須郡市医師会、これとの違いはどうなのだろうかということで、那須郡市医師会にお聞きしたのですが、これは日本医師会からの系列で、県の系列があって、郡市の医師会、それとは全く別な組織だそうです。医師会とは全く共通点を持っている団体ではない、医師会からは、そういうお話は受けました。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 例えば医師会、保険医協会、両方に加入しているお医者さんもいらっしゃる。
- ○事務局(宇津野 豊君) そこまでは調べていません。
- ○委員長(髙瀨重嗣君) そういうものを含めて1回調査をしたほうがいいので、医師、歯科医師の意見を 代表しているかどうかというのも考慮しながら3月議会でもう一回話をしたいと思います。
  - ◎民生常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
- ○委員長(髙瀨重嗣君) 次に、日程第4、民生常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

この案件につきましては、タブレットにあります調査事件につきまして、議会閉会中も継続調査をしたい旨、会議規則第102条の規定に基づき議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものであります。 同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(髙瀨重嗣君) ご異議なしと認めます。

よって、民生常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出については、別紙調査事件のとおり議長に申し出ることといたします。

◎散 会

○委員長(髙瀨重嗣君) 以上で当委員会に付託された議案等の審査は全て終了いたしました。

委員皆様のご協力を賜りまして、無事終了できましたことに御礼申し上げます。 本日は、これをもちまして散会といたします。

午前11時34分 散会

民生常任委員長